

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 4 年度
計画更新年度	平成 2 6 年度 平成 2 9 年度 令和 2 年度 令和 5 年度
計画主体	北秋田市

北秋田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	秋田県北秋田市産業部農林課
所 在 地	秋田県北秋田市花園町 15 番 1 号
電 話 番 号	0186-62-5517
F A X 番 号	0186-62-5551
メールアドレス	forest@city.kitaakita.akita.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という。）、ニホンザル
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	秋田県北秋田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積（ha）	被害金額（千円）
ツキノワグマ	水稻	0.386	517
	野菜	3.175	1,358
	果樹類	0.019	19
	畜産	—	144
	林産	3.480	2,470
	養蜂	—	21
	小計	7.060	4,529
イノシシ	水稻	0.449	598
	野菜	4.274	876
	林産	—	3
	小計	4.723	1,477
ニホンジカ	野菜	0.040	8
	小計	0.040	8
カラス類	被害なし	—	—
ニホンザル	野菜	0.011	7
	小計	0.011	7
合計		11.834	6,021

(2) 被害の傾向

○ツキノワグマ

北秋田市は秋田県内でも有数のツキノワグマの生息地であり、古くからツキノワグマと共生してきた地域である。

しかし、人口の減少や高齢化、山林利用の減少、遊休農地の増加により、今まで目撃の少なかった集落周辺や住宅地内での目撃が増加しており、集落周辺が恒常的な生息域となっている可能性も高く、中心市街地への出没もあり人的被害も発生している。

農作物被害は、夏はスイカ、スイートコーン、デントコーン等の野菜や家畜飼料、秋には水稻、りんご、栗及び柿など季節に応じて収穫時期前の作物が被害にあっている。

○イノシシ

イノシシの生息は、平成29年に目撃情報及び農作物の被害が確認され、親子と思われる集団の目撃情報が増加している。

農作物被害は水田の踏害、ジャガイモ、サツマイモ等のイモ類やスイートコーン、デントコーン等の食害が増加している。さらに、畔道の掘り起こし、公園等の芝生の掘り起こし被害も発生している。

○ニホンジカ

ニホンジカの生息は、全県的に農作物被害や目撃情報が増加しており、当市においても大豆の食害が発生し始めたことから、今後は農作物被害の増加や林業被害が予想される。

○カラス類

市内では農地や牧場で、家畜飼料の食害が発生している。
個体数の把握ができず、管理が難しい。

○ニホンザル

市北部では群れが確認されており、多数の目撃情報や農作物被害がある。その件数は年々増加しており、今後も農作物被害や人身被害、生息区域の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

※5%軽減を目標

指標 (ツキノワグマ)	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和8年度)	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
水稻	0.386	517	0.367	491
野菜	3.175	1,358	3.016	1,290
果樹類	0.019	19	0.018	18
畜産	—	144	—	137
林産	3.480	2,470	3.306	2,347
養蜂	—	21	—	20
計	7.060	4,529	6.707	4,303

※5%軽減を目標

指標 (イノシシ)	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和8年度)	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
水稻	0.449	598	0.427	568
野菜	4.274	876	4.060	832
林産	—	3	—	3
計	4.723	1,477	4.487	1,403

※5%軽減を目標

指標 (ニホンジカ)	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和8年度)	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
野菜	0.040	8	0.038	7.6
計	0.040	8	0.038	7.6

※5%軽減を目標

指標 (カラス類)	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和8年度)	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
	—	—	—	—
計	—	—	—	—

※5%軽減を目標

指標 (ニホンザル)	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和8年度)	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
野菜	0.011	7	0.010	6.7
計	0.011	7	0.010	6.7

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕 獲 等 に 関 す る 取 組	鳥獣被害対策実施隊による 捕獲活動	農業被害発生時及び人身被害が 想定される場合に、鳥獣保護管理 法に基づく有害鳥獣捕獲を実施し ている。 隊員数は確保されているものの 高齢化が進んでおり、若手の担い 手確保が課題となっている。
	爆音機やラジオによる追払い	ツキノワグマやイノシシ、ニホ ンザルについては、農家で自主的 に爆音機やラジオを使い、音によ る追払いを行っているが、すぐ慣 れてしまい効果が限定的である。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	防護柵の設置、 導入経費の助成	イノシシやニホンザルについて は、農家で自主的に防護柵を設置 しているが、網を破られる、柵を 倒される等により侵入を許してお り、防護としては十分な効果が得 られていない。防護柵の適正な設 置や更新、維持管理等を指導して いく。
	電気柵の設置、 導入経費の助成	ツキノワグマについては、養鶏 農家や果樹農家などが自主的に電 気柵を設置しているが、区域全体 に設置するのは難しく、未設置区 域で被害が発生している。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	鳥獣被害対策実施隊による 緩衝帯整備	農地や学校施設等周辺の草刈り を行うことにより、見通しが良く なり、人身被害の未然防止には一 定の効果があったと思われるが、 農作物被害を完全に防ぐ手段には なっていない。
	防災ラジオによる情報の周知	目撃情報を防災ラジオ放送によ り即時放送を実施することで一定 の効果はみられるものの、屋外の 住民に対する周知方法が課題とな る。

(5) 今後の取組方針

■捕獲等による取組方針

【緊急措置】

- ・農業被害の発生、人家周辺での目撃情報等緊急の対応が求められる場合には、迅速な有害個体の捕獲を行い、農業被害軽減・人身被害未然防止に努める。

【予防措置】

- ・第5次秋田県ツキノワグマ管理計画及び第2次秋田県イノシシ管理計画、第2次秋田県ニホンジカ管理計画に基づき、必要に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・第5次秋田県ニホンザル管理計画に基づき、必要に応じて捕獲を伴う個体群管理を実施する。
- ・捕獲体制の充実を図り、捕獲従事者の確保、育成に努める。
- ・少人数でも設置可能な箱わなの導入を進める。
- ・イノシシやニホンジカ用のくくりわなや箱わなの導入を進める。
- ・箱わなやくくり罠が作動した際に、登録したメールに通知が入るICT機器を活用する。見回りの回数を減らし、捕獲の効率化を図り、実施隊員の負担軽減を図る。

■捕獲以外による取組方針

【緊急措置】

- ・人家周辺での出没・目撃情報があった際には、防災ラジオや自治会長等への連絡、SNS等各種広報手段により地域住民への情報提供を行う。

【予防措置】

- ・秋田県によるクマの目撃件数や人身事故件数に基づいた「ツキノワグマ出没注意報」発令に際し、地域住民への被害防止対策等の啓発を行う。
- ・第5次秋田県ツキノワグマ管理計画に基づいた県の生息調査に協力し、ツキノワグマの生息状況の把握に努める。
- ・行政（消防）、警察、猟友会等による地域自主防衛体制の組織化と被害実態の情報収集に努めるとともに、飼養施設を活用した遭遇対応演習等、初動隊員、職員等の人材のスキル向上を検討する。
- ・出没箇所への看板設置等により注意喚起を行う。
- ・遊休農地・里山整備等による緩衝帯の設置や電気柵の設置など、被害防止に寄与する環境整備を推進する。（環境保全会等呼びかける）
- ・研修会への参加等による知識及び捕獲技術の習得に努める。

- ・対象鳥獣を放置農作物等によって誘引することのないよう、除去についても周知する。
- ・ツキノワグマ等情報マップシステムの周知を図る。
- ・放任果樹等の伐採除去にかかる経費の助成を行う。
- ・対象鳥獣の出没状況を勘案し、轟音玉等による追い払いを実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・緊急時に迅速な自主防衛体制を確保するため、行政（消防）・警察・猟友会による連絡体制（口頭許可スキーム）を構築し、被害・出没状況の詳細情報収集・共有に努める。
- ・市、農林業団体、猟友会、有識者等により鳥獣被害対策を協議、合意形成を図る。
- ・市職員、猟友会員等からなる鳥獣被害対策実施隊による、集落点検、緩衝帯の設置、有害捕獲等を行う。
- ・捕殺を伴わない捕獲に対して、飼養施設・専門家・研究機関等（くまぐま園、クマ牧場利用研究機関【北海道大学、東京農工大学等】、獣医師等）による協力体制を構築する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R6 年度 ～ R8 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カラス類 ニホンザル	・被害多発地区における、情報の収集と被害発生後の速やかな捕獲を行う。 ・第5次秋田県ツキノワグマ管理計画及び第2次秋田県イノシシ管理計画、第2次秋田県ニホンジカ管理計画、第5次秋田県ニホンザル管理計画に基づいた個体数調査並びに必要なに応じて個体数調査捕獲を行う。 ・講習会等による、既存狩猟者の質の向上ならびに新規狩猟者の育成及び確保を図る。 ・捕殺が出来ない場合に備え、捕獲個体の飼養施設への収容を想定した技術・機材（麻酔銃・薬）等の整備、ツキノワグマの生態等の調査・啓発を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
第5次秋田県ツキノワグマ管理計画及び第2次秋田県イノシシ管理計画、第2次秋田県ニホンジカ管理計画、第5次秋田県ニホンザル管理計画の方針に基づき、ツキノワグマの捕獲数を把握しながら、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。また、イノシシ、ニホンジカに関しては、可能な限り捕獲を行う。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カラス類 ニホンザル	第5次秋田県ツキノワグマ管理計画及び第2次秋田県イノシシ管理計画、第2次秋田県ニホンジカ管理計画、第5次秋田県ニホンザル管理計画の個体数管理に基づく。 カラス類に関しては、被害農家、団体からの依頼に基づく有害鳥獣捕獲を原則とし、被害の程度に応じた1回当たりの捕獲数を100羽までとし、乱獲を抑える。		

捕獲等の取組内容
第5次秋田県ツキノワグマ管理計画及び第2次秋田県イノシシ管理計画、第2次秋田県ニホンジカ管理計画、第5次ニホンザル管理計画に基づき、個体数調査並びに、個体数、個体群調整への協力と捕獲を行う。また、農業被害発生時及び民家周辺での出没等人身被害が想定される場合は、速やかに有害個体の捕獲を実施する。なお、捕獲には銃器及び箱わな、くくりわな（イノシシ・ニホンジカ）を使用する。麻酔銃（吹き矢を含む）による捕獲を秋田県に協力要請するかについては、自然保護課に相談する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
本計画の対象鳥獣は、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ及びニホンザルと比較的大型の獣類であり、捕獲活動において、わな又はライフル銃以外の猟銃での捕獲が困難な場合や被害が発生し続ける場合、長距離でも威力のあるライフル銃を使用した効率的な捕獲活動を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
北秋田市	ツキノワグマ（人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る）、カラス類

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カラス類 ニホンザル	なし	未定	未定

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カラス類 ニホンザル	なし	未定	未定

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R6年度 ～ R8年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カラス類 ニホンザル	・行政（消防）・警察・実施隊によるパトロールや巡回を実施し被害・出没状況の詳細情報の収集・共有を図る。 ・県の「ツキノワグマ出没注意報」発令ならびに目撃情報発生時を基本に、地域住民との連携を図りながら被害防止対策に係る啓発活動を実施する。 ・第5次秋田県ツキノワグマ管理計画に基づく県の生息数調査に協力する。 ・草刈り等の遊休農地管理、枝打ち・間伐等の里山管理による緩衝地帯の設置を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北秋田市	被害防止・鳥獣捕獲等の実施主体であるとともに、関係機関の連携・調整を図る。
北秋田警察署	目撃情報・人身被害等に関する情報提供やパトロール活動等を行う。
北秋田市猟友会	有害鳥獣捕獲許可に基づいた対象鳥獣の捕獲に向けた助言・協力を行う。
北秋田市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲許可に基づいた対象鳥獣の捕獲及び被害防止策を適切に実施する。
秋田県北秋田地域振興局 農林部森づくり推進課、 農業振興普及課	捕獲許可権限者として提言・助言及び有害鳥獣捕獲許可を行う。また、農作物被害防止のための管理方法について指導する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕殺処分した個体は自家処理を基本とし、やむを得ず野外に残置しなければならないときは埋却する等、鳥獣保護管理法に基づき適切に処理する。 ・病変、寄生虫等がある場合は、研究機関への検査を依頼するとともに必要に応じて自家処理等の際の注意事項を伝達する。 ・必要に応じて、生理、生態、遺伝的情報の蓄積に要する検体資料の収集、保存、学術研究への提供を行う。 ・捕獲個体の捕殺が適当でない場合は、飼養施設への収容を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した主な対象鳥獣はツキノワグマであり、捕獲数が不安定で食品等として流通するのは容易ではない。今後、繁殖力の高い対象鳥獣の増加も想定しながらジビエ事業への利用等について検討する。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上

(2) 処理加工施設の取組

民間業者への支援を実施する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

需要に応じ対応する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	北秋田市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
北秋田市農林課（実施隊）、 総務課、生活課、教育委員会	被害防止・鳥獣捕獲等の実施主体であるとともに、協議会事務局(産業部農林課)として各組織の連携・調整を図る。
北秋田警察署	目撃情報・人身被害等に関する情報提供・提言・助言を行う。
北秋田市猟友会	鳥獣の捕獲・個体数調査等の実施者として提言・助言を行う。
JA秋田たかのす	農業者組織団体として提言・助言を行う。
大館北秋田森林組合	民有林施業管理団体として提言・助言を行う。
秋田県北秋田地域振興局 農林部森づくり推進課、 農業振興普及課	捕獲許可権限者として提言・助言及び有害鳥獣捕獲許可を行う。また、農作物被害防止のための管理方法について指導する。

米代東部森林管理署	国有林施業管理者として提言・助言を行う。
-----------	----------------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北秋田市くまぐま園	市立飼養施設として、捕殺できない場合の収容、捕獲に関する技術習得ならびに生態・生理情報の発信を行う。
くまぐま園並びに周辺地域利用研究機関（北海道大学・東京農工大学東北文化研究センター等）	上記くまぐま園並びに周辺地域において研究を行う研究機関として、生理学・民俗学等研究成果の提供・助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・市職員、猟友会員等からなる鳥獣被害対策実施隊による、集落点検、緩衝帯の設置、有害捕獲等を行う。 ・鳥獣被害対策実施隊のうち、対象鳥獣捕獲員は北秋田市猟友会員の中から、第5次秋田県ツキノワグマ管理計画及び第2次秋田県イノシシ管理計画、第2次秋田県ニホンジカ管理計画、第5次ニホンザル管理計画に基づく個体数調査並びに個体数調整捕獲に従事する等対象鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に行うことができる者により組織する。 ・担い手の確保、育成に努める。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・その他管内における生息調査等を実施する機関・団体がある場合は、連携・情報共有に努める。 ・市街地等におけるツキノワグマの出没対応については、「市街地等出没対応マニュアル」によりの確に対応する。 ・重大な人身事故が発生したときは、関係機関と連携し情報共有に努め速やかに対応する。秋田県ツキノワグマ被害防止連絡会議等設置要綱により、ツキノワグマ被害緊急対策会議が設置されたときはその指示に従う。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・第5次秋田県ツキノワグマ管理計画及び第2次秋田県イノシシ管理計画、第2次秋田県ニホンジカ管理計画、第5次ニホンザル管理計画に基づく個体数調査・個体数調整捕獲に従事する者について、北秋田市鳥獣被害防止計画に明確に位置づけることにより、生息情報等の共有を図り広域的な被害防止策に寄与するものとする。また同保護管理計画に基づき、猟友会が県から委託される事業については新たな報酬・費用弁償は
--

発生しない。

- ・クマが指定管理鳥獣に追加されたときは、ニホンジカ、イノシシと同様に、県の計画に基づき対処する。また、県の計画により変更が必要と判断されたときは、適宜本計画を変更する。